

平成 2 2 年度第 4 回

新宿区環境審議会

平成 2 2 年 1 0 月 2 6 日 (火)

新宿区環境清掃部環境対策課

平成 22 年度第 4 回新宿区環境審議会

平成 22 年 10 月 26 日 (火)

新宿区役所 4 階入札室

議題

- (1) 「西武鉄道新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案
に対する区長意見について
- (2) 「新宿区地球温暖化対策指針」(パブリックコメント)について
- (3) その他

資料

- 1 「西武鉄道新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案について
- 2 環境影響評価調査書案の概要
西武鉄道新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業
- 3 都市計画案および環境影響評価書案のあらまし
西武鉄道新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差化計画について
- 4 西武鉄道新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業
都市計画案と環境影響評価書案に係る事業者説明会の概要
- 5 「西武鉄道新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見(案)
- 6 新宿区地球温暖化対策指針について(パブリックコメント)
- 7 第五回新宿区地球温暖化対策専門部会議事録

審議会委員

出席(11名)

会 長 丸 田 頼 一
委 員 勝 田 正 文
委 員 瀧 口 洋
委 員 犬 塚 裕 雅
委 員 戸 梶 俊 広
委 員 伊 藤 憲 夫

委 員 崎 田 裕 子
委 員 小 野 栄 子
委 員 福 井 榮 子
委 員 松 井 千 輝
委 員 近 藤 喜 則

欠席（5名）

副 会 長 野 村 恭 子
委 員 鈴 木 一 末
委 員 甲 野 啓 一

委 員 安 田 八十五
委 員 木 村 秀 雄

午後 2 時 01 分開会

開会

会長 定刻過ぎましたので、ただいまから平成22年度第4回の新宿区環境審議会を開催いたします。大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、欠席の方はいらっしゃいますか。

環境対策課長 本日は、野村委員、甲野委員、木村委員、安田委員よりご欠席の連絡をいただいております。鈴木委員につきましてはまだ連絡はないのですが、定数は16名なので審議会規則の開催条件は満たしております。

会長 わかりました。

事務局説明

会長 では、本日の議題につきましてご説明をお願いします。

環境対策課長 お手元の次第でございますように、本日は1つ目として環境影響評価についてです。2つ目として、新宿区地球温暖化対策指針についてです。3つ目として、その他です。

以上です。

会長 わかりました。

「西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見について

会長 では、まず議題の1、「西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見について、事務局から多々資料があるようですので、ご説明をお願いして、それから質疑に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、事務局から。

環境対策課長 それでは、まず「西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案の内容についてご説明申し上げます。

お手元に資料としてお配りしておりますが、1から5まで資料がついています。資料の量が多いのですが、1番の資料を見ていただければと思います。

西武鉄道新宿線の連続立体交差に係る環境影響評価書案ですが、本件は東京都の環境影響評価条例に基づき手続を進めているものです。本評価書案につきましては、既にことしの2月16日に環境審議会でご審議いただいた調査計画書に基づいて事業者が作成したものです。しかしながら、本審議会の委員の改選もありましたので、再度内容を簡単に説明したいと思います。

まず1の事業者の名称等ですが、1は事業者の名称、また代表者の名称等です。事業者は、東京都と西武鉄道株式会社です。代表者等は記載のとおりです。

(2)の環境影響評価の実施者、これは都市計画を定める者ということで、東京都が環境影響評価を実施するものです。

2の対象事業の名称及び種類ですが、名称は西武鉄道新宿線(中井駅~野方駅間)連続立体交差事業です。種類は、鉄道の改良です。

3の対象事業の内容の概要ですが、西武鉄道新宿線の中井駅から野方駅間の約2.4キロメートルを連続立体交差化するもので、これによって7カ所の踏切をなくし、交通渋滞や地域分断の解消を図ろうとする趣旨の事業です。

その下に表1がありますが、事業の概略が出ています。事業区間は、起点が中野区上高田五丁目、終点が中野区野方四丁目です。事業としては、中野区内で行っている事業です。事業延長は約2.4キロで、地下区間が約2.1キロ、地平区間が約0.3キロです。構造形式は地下式ですが、一部、掘り割りです。一部、地表部分もあります。対象駅が、新井薬師前駅と沼袋駅。踏切解消数が7カ所で、工事予定期間は約8年ということです。

4の事業区間の位置ですが、図の1ですが、起点が中野区上高田五丁目ということで、ちょうど新宿区と中野区の境のところですが、妙正寺川で分かれています。終点は中野区野方四丁目、野方駅のところまでです。

次に、次のページの図の2ですが、平面図ではなくて縦断図のほうをごらんください。これ断面図ですが、この断面図を見ていただきますと、野方駅のところから地下に潜り、沼袋駅、新井薬師前駅を通って中井第5号から地表面に出るというわけです。したがって、新宿区のほうの形状というのは、現状と変わらないという状態です。

次に、4ページです。

5番目の環境影響評価書案の縦覧・閲覧ですが、縦覧・閲覧期間は平成22年10月4日から11月2日までで、閲覧場所は本庁の環境対策課と東京都の環境都市づくり課です。その他としては、各特別出張所、また区立中央・西落合・北新宿図書館です。

6の事業者による住民説明会ですが、10月6日と7日に中野区の小学校で行われました。内容につきましては、後ほど新宿区の職員が行って簡単な資料をつくっておりますので、それでご紹介したいと思います。

7の都民からの意見の提出ですが、10月4日から11月17日までに都民の意見の提出を受けませんが、受ける場所は東京都の環境都市づくり課です。

8の環境影響評価書案に対する区長意見の提出ですが、新宿区は事業の区間には入っていませんが、下の図3のところの図面の黒い網かけ部分が影響を受けるということで、2月に環境調査計画書についても区長意見を提出しましたが、その内容は水色の概要版のほうの81から82ページにあります。今回の環境影響評価書案につきましても、区長意見を11月17日までに都知事に提出するという事になっております。後ほど、区長意見の案をお示ししますので、皆様の意見をいただければと思います。

次に、5ページ目の10、環境影響評価の項目ですが、表2にあるとおり環境影響評価の項目は17項目ありますが、今回の事業では表の右に丸がついているところ、騒音・振動、地盤、水循環、史跡・文化財、廃棄物の5項目が環境影響評価項目とされています。その項目として選定した理由が、6ページ以下に書いてあります。

まず、騒音・振動は、環境影響評価の項目として選定してあるわけですが、工事中は建設機械の作業音や振動があるということと、また工事完了後においては、地下化してしまうわけですけれども、地下化してしまうと鉄道騒音というのは外に出ませんが、掘り割り区間などは周辺に影響を及ぼすだろうということで、その振動が項目として選定されています。

また、地盤や水循環が選定されています。

騒音・振動のところ、そこに細かく書いてありますが、新宿区に多少影響がありそうな内容としては、上から5行目のところになお書きがあります。なお書きの工事車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動についてですが、工事車両は可能な限り地域の主要な道路を使う、幹線道路を使うということで、現況の交通量に対する工事車両の増加割合は1.2から2%なので、影響は小さいというふうに事業者のほうは述べております。

また、次の地盤のところ、地盤、水循環、史跡・文化財、廃棄物の選定理由、これに関してはそこに記載されておりますので、見ていただければと思います。

7ページ以降ですが、これは環境影響評価の項目として選定しなかった項目の理由が記載されています。これは今回選定しなかったということで、その理由がかなり詳細に記載さ

れておりますが、説明は省略したいと思います。

また、10ページのところに、2月に意見を出した調査計画書ですが、10ページに調査計画書に関する区長意見ということで、その周辺区長として、新宿区長が出した意見に対して事業者がどのような対応をするかということで、示してあります。例えば施工計画についてということで、区長としては、走行ルートの決定の際に、工事用車両の走行ルートやシールド工事の際の換気設備の位置については明示されていないというようなことを書いて、こういうことを表示していただきたいということを意見として述べたので、それに対して今回の環境影響評価書案の場合には、トンネルの換気施設の配置の計画を明示したり、走行ルートを明示しましたという形で、区長意見がこのように反映されたという表になっております。その後が騒音・振動及び大気汚染等々、それぞれ左側の区長意見に対して右に対応をしたということが書いてありますので、それも順次ごらんいただければと思います。

それで、そのようなことを踏まえまして、そこにいろいろ資料がついておりますが、今の2番目の資料2の環境影響評価書案の概要を、まとめて説明したのですが、そこに一連の内容が書いてございます。

この影響評価書案、概要の後に資料3で都市計画案および環境影響評価書案のあらましというパンフレットのようなものがありますが、これにつきましては先ほどの中野の小学校で地域説明を行ったときに配られた資料です。

2ページのところに、立体化されることにより除却される踏切の7つの踏切が具体的に記載されています。

これは都市計画の案と環境影響評価書の案を一緒に、今回、東京都が都市計画の主体でもありますし、また環境影響評価をやる主体でもありますので、一緒に説明がなされました。環境影響評価に関しましては、パンフレットだと6ページ以下に環境影響評価のあらましということで記載されています。先ほどおおむね私のほうで説明したようなことが書いてあります。

次に資料の4ですが、先ほど申しましたように住民説明会がありましたので、その内容を、環境対策課の職員が行って簡単にメモしてきたもので、10月6日の資料に関しましては、この質疑のところ、Qの1、Aの1ということになっていて、次にQの2、Aの2となっておりますが、そこに星がついているところが環境影響評価、アセスに多少関連した質問かということで、例えばQの2の沼袋一丁目と書いてあるところで、で「シール

ド工事は、どこから掘り始めるのか？」。「資材置場や給排気口の位置は？」という質問に対して、事業者のほうで、 のところで「トンネルの入口・出口・中央部の3カ所の立抗からシールドマシンを入れる。」以下、記載しております。そのような形で、このメモが、星の部分が環境影響評価に多少関係があるということです。例えば3ページのところは、Qの11、星の11ですが、中野五丁目のところの方なので、 の線路から25メートル離れたところで井戸を使っているんだけど、大丈夫かと、井戸水に影響がないのかというような質問がなされております。

次の資料の5ページのところは、10月7日の同じ説明会でのメモです。やはり井戸のこと等々が聞かれたり、シールド工事のところが聞かれたりしています。その星印も参考にいただければと思います。

それで、最後ですが資料の5です。

以上のような内容に関して新宿区長として、今回の環境影響評価書案に関して意見を述べるということで、これまでこういう住民説明会ですとか、内部の関係各課による検討等々を踏まえて、一応、区長意見(案)を既につくってあります。これを見ていただいて、皆さんのご意見等々を踏まえながら案をつくっていきたいと思います。

読み上げたいと思います。

1、選定された環境影響評価項目について。

(1)水循環。

評価書案によると、本事業における掘削工事や地下構造物の存在による地下水位や地下水流への影響はほとんど生じないとの評価であるが、本件事業計画地の下流域にある新宿区内の井戸利用への影響が懸念されるので、新宿区内の地点も調査対象に加え、工事施行中及び完成後における地下水位・水質への十分な監視と必要な対応を行われたいというのが1つです。

2の選定されなかった項目についてですが、(1)大気汚染及び騒音・振動です。

新井薬師前第1号踏切の解消により、哲学堂通りにおける道路交通量の増加が想定され、これに伴う騒音・振動及び大気質への影響が懸念されるので、工事完了後の交通量の変化による道路交通騒音・振動及び大気汚染の程度の変化についても評価対象とされたいということです。

(1)の水循環ですが、水色の概要版があります。これの54ページのところに地下水位の調査地点がありまして、それが中野区と新宿区が点線で分かれておりますが、この調査

区間がすべて中野区になっておりますので、結局地下の流れってつながっているわけですので、新宿区でもそういう調査をやってほしいというようなことを出しております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

きょうは、環境影響評価書案の概要という資料の2というのがありますが、これが本編です。ただ、分厚いので、このエッセンスを区でまとめて、その概要をまたご説明になったということですね。資料の1が、それにかかわるものです。

それで環境影響評価調査計画書という、これが以前配られたものですが、これは環境影響評価書案というものをつくるために、どういった要因、それから環境要素を対象に、これからアセスをやっていったらいいのかということで、どちらかといえば、そういう環境要素というか、それをどういったものを選択したらいいのかということで、区からもたくさん意見が出たわけです。そういったことを留意しながら、環境影響評価書案というものがつくられたわけです。

今後、都民の御意見とかそういったもの、それから市区、ここですと区の見解というもの聞きながら、それを都のほうでまとめて、また都のほうの審議会にかけて、環境影響評価書案というものが確立されていくわけです。

ご承知のように、この中井駅から野方駅間ということで、西武鉄道の新宿線が直接的に新宿区の区域内を立体交差するわけでないので、直接的なそういった意味での意見というものはありませんけれども、隣接していますし、その工事に伴っているような意見というものがあったら教えていただきたいというようなことも、またあるわけです。

それで、最後に資料の5ということで、区長意見の案というものが先ほどご説明なされましたけれども、このような形で都のほうに意見をお返しするということになります。したがって、きょうはどちらかといえば、簡単にいえば、資料の5に対して何かご意見があるのか、また資料の5にプラスしてどういった御意見というものが皆さん方にあるのかということで、教えていただきたいということです。

では、何でも結構ですので、ご質問、ご意見、あわせてお伺いしたいと思います。

瀧口委員 このメンバーになって初めてこれを伺うものですから、ちょっと初歩的なことですが、今課長さんが説明された3ページのシールド工法と開削工法が並行して書いてあるのですが、これはどういう意味なのですか。場所によって違うとか、ある駅のあたりだけ開削になるのか、そういうところはいかがなものですか。

環境対策課長 3ページの下に、ちょうどシールド工法でやる部分と開削工法でやる部分の3ページの断面図があります。

瀧口委員 断面図の駅のあたりだけが大きい。

環境対策課長 駅の部分と入り口の部分が開削工法です。

瀧口委員 この区間を限って、二重になっているものですから、その場その場で使い分けるのかなと思ったのですが、開削になりますのは駅のところだけですか。

主事 トンネルの出入り口の部分、起点と終点の出口と入り口の部分と、あと駅の部分です。駅の部分については開削とシールドとの併用でつくられるような形です。

瀧口委員 駅のところだけですか。

主事 駅構内そのものは開削で、線路そのものはシールドで通って行って、それをつなげるような形になるかと思います。

瀧口委員 それから、この都条例というのは、環境影響評価法と横出しでできているわけですが、これは非常に初歩的なことですがけれども、第1事業ですか、第2事業なのですか。環境影響評価法では、第一種事業と第二種事業ありますよね。条例では、これはどちらになりますか。

最初に決める、スクリーニングをやる前にそれが決まっていると思うのですけれども。

環境対策課長 第1か第2というのは、はっきりしないのですけれども、ここで東京都の条例の環境影響評価の対象になる事業ということで、鉄道の事業が今回対象になっているので、規模は多分大きくなると、国等というふうになるかと思います。

瀧口委員 8ページで、選定しなかった項目というところですがけれども、こういう地下工事は水がたくさん出る場合がありますよね。それは公共下水道に放流するから選定しなかったというのですけれども、これは何かそういう、十分公共下水道に受け入れ可能な水量と推定されているわけですか。

環境対策課長 これは東京都の説明なのですが、外の河川に流さずに、公共下水道のほうに排水等を流すということで、水質汚濁が生じないというふうな説明をなされており、下水道が十分受け入れられるということを前提にして、こういう説明をしておりました。

瀧口委員 もう一つ、伺いたいののですが、土壌汚染のところ、上から3行目、良質な土砂を用いるから心配ないということなのですかけれども、この良質の土砂というのは、どういう土砂を使われる予定なのですか。

環境対策課長 これに関しても事業者、つまり今回の場合は西武鉄道と東京都なのですが、

そこが良質な土砂と言っているそれ以上の内容を区は聞いていませんが、それはいわゆる汚染されたとか、そういう土壌じゃないものを使うということというふうに理解をしています。

瀧口委員 例えば、シールド工法で取り出した土砂をまた埋め戻すというように同じところに戻すという意味なのか、別から持ってこられるのかなという。

環境対策課長 その点に関しては、事業者側からの説明は受けておりません。

瀧口委員 わかりました。

会長 区が事業者ではないので、細かい話は難しいですね。

伊藤委員 向こうは、建設発生土は可能な限り再利用するというふうに、こちらの概要の71ページのほうに書いてありますけれども、建設発生土については建設現場等において可能な限り再生すると。それ以外は、その推進計画に基づいて適正に処理すると。このような表記をしています。

犬塚委員 では、資料5のことについての質問になります。

資料5というのは、新宿区が意見として、水循環と大気汚染及び騒音・振動について、この3点について意見を述べるというふうに一応項目を絞ったわけですね。その絞った理由は何なのかというのが、まず1点確認したいのがあります。

それから、2つ目は、少し細かい話になって恐縮なのですが、水循環について井戸の地下水脈の観測を、監視ですね、これを要望しているわけなのですが、では新宿区内の具体にどこの地点を想定しながら、ここを文書としているのかというところを確認したいのが2つ目の話です。

それから、3点目は、この大気汚染の部分の騒音・振動の関係ですが、新井薬師前第1号踏切の解消によりということですので、それで交通量がふえるということを想定されているわけですが、例えばこの工事に伴って中野区あるいは東京都が、この踏切の関係の拡幅を予定しているのかどうかということですね。そこをちょっと確認したいなと思っての話です。

例えば、単純にいうと、そういう踏切の拡幅によって通行がしやすくなれば、道路、自動車の流入も予測されるかなと思うのですが、現状のままでいった場合だと、現状の交通量がどうしてふえるのかという、その理由もわからないので、そちらのほうについても教えていただきたいなと思っています。

以上です。よろしくお願いします。

環境対策課長 まず、1点目の2点に絞った理由なのですが、前回の環境影響評価計画書、この際に、先ほどお示ししましたように、実際には水色の概要のほうの後ろの81ページのところに、新宿区の区長意見が出されています。80ページに中野区の意見が出されていて、新宿のほうがずっと量が多いのですが、81ページと82ページのところにされています。これで区長意見を出して、これに対して先ほどの資料1のほうの10ページ、11ページのところで対照表をつくりましたが、区長の意見に対してこういうふうに対応しますよということを出しています。

こういう中で対応されたものは、今回基本的には外しております、そこで2つに絞り込んだのですが、水循環と大気汚染、これに関しては、この今回の対応だけでは足りないだろうということで、特に井戸水に関する意見、先ほどの地域説明等でも出ておりましたが、井戸水に関してその水位が非常に影響するのではないかというような意見が中野区側でも出ていたのですが、水はちょうど上流で何かやりますと当然下流に影響してきますので、新宿のほうにも影響はかなり大きいのではないかとということで水循環は加えました。

大気汚染に関しましては、先ほどの後半の質問とも関連してしまうのですが、交通量がふえることが想定されるので、その辺ももう少ししっかりと環境影響評価を、これは評価項目に入れてやってほしいということで、この2点に絞ったわけです。

では水循環に関して、新宿区内のどこで調べればいいのかということです。これに関しましては、区も具体的にどこということにはちょっと難しいです。それで、内部の関係部署の検討会を開きましたときに、特に危機管理室、防災の担当のところは、やはり井戸というのは、何かあったときに非常に必要なので、井戸のことはよく調べておいてもらったほうが良いということでした。実際には災害用の協定の井戸が区内に幾つかあるのですが、それの中井の地区のところ、個人用の井戸なのですが、災害のときに協力するということで、落合第2地域で今回に関しては中井の地域に11個ほど指定されていますので、個人宅なのですが、そういうところを想定しながら、都のほうに区内での調査を要求したいということになります。

それと、工事に伴って道路の拡幅があるかということなのです。先ほどの資料の3の後ろから4ページ分ですね、これが基盤施設整備基本計画の概要版です。これが中野区のまちづくり計画で、1ページめくっていただきますと、哲学堂通りのところと、補助220号線の断面図のイメージ等々、この辺は中野区の都市計画なのですが、こういうところで拡幅が想定されます。

それと、工事に伴っての拡幅というのはほとんどないというふうに聞いています。

伊藤委員 拡幅の関係ではなくて、踏切がなくなるわけですから、むしろ今までここを避けていた車が入ってくるということも想定されますから、それによって交通量がふえるだろうというふうに想定しているだけで、別に拡幅するとかそういうことは考えないで、これは判断していると思います。

犬塚委員 今のお話のほうからですけれども、このパンフレットの資料によると、ちょうど該当する踏切のところの整備計画のコンセプトは、哲学堂通りは、バス交通などの補助220号線への転換により、交通負荷の軽減を見ながら、歩行者と自転車の優先化というコンセプトを書いていますよね。そうすると、これ素直に読むと自動車交通のための道路整備というよりも、自転車と歩行者とかが安心して安全に通行できる道路にしましょうというような考え方になるのかなと思いますので、今のお答えというかお話とは、ちょっと私は食い違うような気がしているのです。

むしろこの資料だと、補助220号線のほうが交通量をふやすような感じの印象を受けたので、そちらのほうは気にするような気もしなくはない。事実関係がよくわかってないので、何か質問の形も恐縮です。

伊藤委員 これ見ていただくと、この国鉄みたいな線が入っている220号線なのですけれども、この道はまだないのです。

犬塚委員 これはないのですよね、つくるのですよね。

伊藤委員 それで、この後、それが切れる一番北側のほうが、新宿区のエリア入るのですが、ここについては哲学堂通りからきている道が今その道になっていて、将来は220号につながるとのことなのですけれども、新宿区の側で区は判断しましたので、ここの部分の交通量がふえるのではないかと。こういう意見はまちの方からもありましたので、それについてしっかりとアセスしておいてほしいというので要望を出したという状況です。

犬塚委員 いずれにしても、区としてはこれに伴った波及効果として、交通量がふえていくだろうという予測で、あらかじめアセスをしっかりとやってくださいという話ですね。わかりました。

最初の井戸の話に戻すと、具体的に区として、やはりこら辺の井戸をきちんと見てもらいたいという考えがあれば、それをこの意見書の中に添えることはできないのでしょうか。あるいは具体的な箇所を示すことはできなくても、監視する地点を新宿区と協議するとかいうような文句で、そこの担保をとれないのでしょうか。

環境対策課長 実際には、ここで意見を言う中で、ある程度そういう影響を受けるところを何かの形で表示するという事で、実際に東京都とやりとりして、ここはどうですかというようなことは、通常はちょっと想定されていないのです。でも、意見を言う中で、川に沿ってとか、そういうような話を表記はできると思います。

犬塚委員 そうですね。何となくやはりもう少し踏み込んで表現を加えたほうが、こちらの意思も、明確にメッセージが伝わるかなということで申し上げました。

環境対策課長 ありがとうございます。その点は今ご意見として伺いましたので、区長意見をつくるときに、もう少しどの地点で調査をやってくれというようなことがわかるような表記を考えたいと思います。

瀧口委員 この区長さんのご意見は、非常に私いいと思います。踏切が解消されたことで交通量がどう変化するかについては当然大気汚染の影響がよくなる場合もありましょうし、悪くなる場合もありましょうから、非常にいいご指摘だと思うのですけれども、実はこの最初の資料の7ページに、選定しなかった理由の大気汚染を検討項目から外されているというときにご指摘されたら、一番タイムリーな指摘だったのではないかなと思います。

といたしますのは、7ページにあります大気汚染の影響を見ると、みんな工事関係の大気汚染のことばかり書いてあって、踏切が通れるようになったらもっと空気がよくなるとか、あるいはどこかに車の流れが変わって悪くなると、そういうことも調べるのが環境影響評価で、そこまで調べないと、単なる工事のことではなくては、そのスコーピングのところでそれをご指摘されると、もっとよかったのではないのでしょうか。

環境対策課長 それに関して、先ほどの資料1の10ページのところに前回の調査計画書に対する区長意見、つまり、騒音・振動及び大気汚染ということの中で、こういうことを考慮してくれというので、11ページの のところで工事の完了後に、ここに書いてあるようなことを考慮してほしいということ、既に2月の時点で我々としては都知事のほうに申し上げたんですが、そこで考慮がされていなかったのが、再度言っているということです。

瀧口委員 私が言っているのはそうではなくて、最初にスクリーニングがあって、スコーピングがあって、それから方法が決まっていくわけですよ。その第2段階で、ここ排除してしまったのを、それはまずいという指摘されるともっと適切だったろうということですよ。

環境対策課長 その時点では、区が何かを申し上げるそういう場がないのです。都のほうをやっています。環境影響評価、アセスは事業者が基本的にはつくってやるものなので、その段階は、第1段階は事業者のほうでやるということになります。

伊藤委員 それから、流れとして、区が要望を出した後、東京都は今事業者としての役割もありますけれども、アセスの意見をまとめる役割もあるのですけれども、そちらのほうで都知事がアセスの意見をするほうでまとめたのが、この本の77ページがそうなのです。

最初に、前回かける前の計画書をつくった段階に対して、区長が今課長の説明した意見をまとめて、それも受けた後で知事が意見をまとめたのですが、この段階で大気汚染については、工事の部分については意見が都知事からも付されたのですけれども、残念なことに道路が改良されることによる大気汚染については意見を載せてないのです。

これは想定なのですけれども、そのアセス自体があくまでも鉄道の改良ということに位置づけているアセスなものですから、道路がどう変わるかというのが、アセスの対象に多分ないというふうに都は判断しているのではないかと思います。実際に道路ももっと大規模になるとアセスの対象になるのですけれども、小規模な道路の改良というのはアセスの対象になりませんので、多分東京都はそういうふうに判断したと思うのですが、私たちとしてはそうはいつでもやはり影響はあるから、これについても考えてほしいということで、今回、再度要望を出そうというふうに考えているところです。

崎田委員 今、大気汚染に関していろいろご質問が出た件なのですけれども、区が言えるかなり早い段階で、区の意見としては大気汚染のこともきちんとお話しいただいているのですが、この都からのお返事というのが割に、非常に、結局大気汚染に関しては今のお話のように、とりあえず工事そのものとしては考慮してやっているのだということで、余り芳しいお返事がきていないという現状だというふうに思います。

それで、今回のこれからのもう1回の意見のところ、私は新しい意見の中に大気汚染と騒音・振動の中で、大気汚染に関しては前回の調査項目の段階で発言申し上げたことは、抜かして工事後のことだけを書いていますけれども、ここでもう1回、工事後のことだけではなくて、いわゆる工事中の道路の交通量の増、工事車両の増加による大気汚染のことと、その工事後のことと、この両方に関して少し書いて、大気汚染に関して周りが、周辺区が非常に興味を持っているだということを強調しておくのはいかがかなというふうにも思います。

瀧口委員 今のお話ですけれども、選定しなかった理由に、公有地は全く問題ないから外すと、ここに長々書いておられるので、私はそれを必要ないと思います。7ページに、工事中の車両の出入りから何から大気汚染に影響ないと。それでわざわざ、ずっともっと早い段階で検討項目から外されているわけですね。

崎田委員 新宿区がそれでいいと判断されれば、それでいいと思います。

実は私、東京都の都市計画の審議会のメンバーに入っておりまして、事前に今検討している最中なのですが、やはり東京都の方に質問しても、割にシンプルなお答えがどんどん返ってくるのです。だから、周辺区が関心を持っているということを強調したほうがいいかなと思って申し上げました。

会長 区のご意見というのは、区の都市計画審議会でも意見は出てくるのですか。

環境対策課長 環境影響評価に関しては、ここだけです。

会長 環境に関してはここだけですか。

都市計画課長 東京都のほうから、これは都市計画の17条の広告縦覧がきていまして、ここにも書いてあるのですけれども、それで区の都市計画審議会も開きますので、その都市計画審議会でも都からきた意見照会に対して回答するようになります。いつまでに回答というのはまだ先なので、今すぐ都市計画審議会を開く予定はないのですけれども、都市計画審議会を開ければ、その中で都市計画としての意見を東京都のほうに申し上げるといようなことはあります。

会長 では、ほとんど資料の5の区長意見(案)というのは、環境のほうに示されているんですか。

都市計画課長 アセスの問題について、都市計画審議会が取り上げることはありません。都市計画としての課題を取り上げますけれども、アセスの課題を都市計画審議会が取り上げることはございません。

会長 ない。でも関連しているのですよね。

都市計画課長 それは関連していることがあれば、それは関連ということになります。

会長 それも含めた形でこれをつくられたほうが、より実利的だと思います。区民説明など以前別々でやっていたけれども、今一緒にやるわけでしょう、都市計画と環境のほう。

都市計画課長 これは東京都の案件なので、都のほうが先日ですか、環境影響評価の都市計画の説明とあわせて行いました。

会長 できるだけ双方の意見があれば、そちらのほうにもお伺いしたほうがいいと思いますね。

では、この案件については、ほかにございませんでしょうか。

では、委員からいただきました井戸等のご意見、その具体性をより明確にさせて、これを書き直すというようなふうにご意見ございましたし、そのようにしていただければという

ふうに思います。

環境対策課長 はい。水循環の件に関しては、もう少し具体性を持つような表現を検討したいと思います。

会長 では、1の議題につきましては、そのように取り計らっていただきます。そのまとめについては、恐縮でございますけれども、私のほうに任せていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

「新宿区地球温暖化対策指針」（パブリックコメント）について

会長 では、議題の2、「新宿区地球温暖化対策指針」（パブリックコメント）についてということで、課長からよろしくをお願いします。

環境対策課長 それでは、議題の2ですが、新宿区地球温暖化対策指針についてのご説明ですが、この案件につきましては何回か環境審議会のほうでもご説明を既にしております。そういう中で、第5回の地球温暖化対策専門部会のほうを10月7日に開催しまして、これまで専門部会や環境審議会で審議して取りまとめていただいたものを、今度は区民に対してパブリックコメントをするということで、パブリックコメントの素案を作成いたしました。これは最終的には区の行政計画ですので、区のほうの環境基本計画推進本部の会議で、パブリックコメントの素案として決定いたしまして、昨日、10月25日から11月24日までのおおむね1カ月間、パブリックコメントを実施しております。今回につきましては、第5回の専門部会の概要と、パブリックコメントの素案を簡単にご報告したいと考えております。

第5回の専門部会の概要に関しましては、資料の7、一番最後の資料になります。資料の7というのが、最後にありますので、それを見ていただければと思います。

資料の7の1の変更点というところに書いてありますが、当初この対策指針は、「（仮称）地球温暖化対策実行計画」という形でやっておりましたが、今回「地球温暖化対策指針」ということに名称を変更してございます。これは「実行計画」という呼び名が、新宿区の場合は具体的な計画、予算を伴った計画というふうなことになるということ踏まえまして、実際にはここに掲げたいろんな施策を区の実行計画、区が基本構想、総合計画に基づいた実行計画をつくっておりますが、その実行計画の中で具体的に実現していくということなので、これはそれをどういう方向で持っていくかということを示すものだということで、「地球温暖化対策指針」に名称を変更したものです。

また、パブリックコメントに当たって、本体の素案だけではなくて、もう少し区民にわかりやすく要点を示したほうが良いということで、今回概要版もあわせてつくって、パブリックコメントに付すということになっています。

2 のパブリックコメントに向けた素案・概要の各委員のご意見ですが、量が多いので簡単にご紹介しますと、(1) の素案の表現・内容についてということで、例えばその のところで、重点施策で新宿らしさを端的に表現する必要があるということ、これは部会長からのご意見ですが などとか、 の国や東京都と一緒に進める事業所の取り組みなど、基礎自治体として何をするのかの部分の説明が必要だとか、環境基本計画の体系図のどこに位置づけられるか明示したほうが良いとか、 の現在の区内での具体的な取り組み事例、みどりのカーテンを活用した暮らし等々を盛り込んで、現状に即した表現にしたかどうかというようなご意見です。

(2) の素案の構成については、施策の体系図を前段に持ってきてはどうかと、そういうご意見です。

また、(3) のエネルギー関連につきましては、重点施策の中に、新エネルギーや未利用エネルギーに関する記載も必要ではないか等々です。

また、その裏の(4) 概要版についてということで、概要版は、指針の概要を示すこと、また区民に読んでもらうことという意図があるが、そういう使い分けが重要であるというようなご指摘等々がありました。

このようないろんなご指摘を踏まえながら、今回、概要版と素案をつくりました。また、専門部会委員の意見が十分反映できていない部分などに関しましては、パブリックコメント以降も、そこを調整しながら進めていきたいと思っております。

お手元の概要版ですが、この環境審議会のほうには説明していなかったと思いますので説明しますと、低炭素な暮らしとまちづくりに向けて、新宿区地球温暖化対策指針(素案)ということですが、

この概要版の趣旨は、先ほども言いましたが、新宿区では、新宿区地球温暖化対策指針を策定し、そのポイントをわかりやすく示すために、本編を簡易にまとめた概要版を作成したということです。

この「低炭素な暮らしとまちづくり」というのはどういうことかということで、社会や生活の基盤を省エネ型にして、CO₂の排出量を減らしていくことを意味しておりますということで、社会インフラですとかライフスタイル、こういうものを省エネ型にしていくと、

CO₂を減らしていくという趣旨です。

1ページ、めくっていただきますと、指針の策定目的と位置づけということで、そこにこの指針の策定目的等々が記載しております。下に図がございまして、国、東京都、新宿区と書いてありまして、国の京都議定書からの流れが書いてありまして、国の一番先のところに、最近の政府の方針ということで、これがいわゆる1990年比、2020年にCO₂をマイナス25%にするという政府の方針を踏まえているということです。これに関しては、まだ法律が未成立ですが、閣議決定までされておりますので、こういうものを踏まえて新宿区の指針をつくっていくということです。

真ん中の東京都に関しましては、2006年に10年後の東京「カーボンマイナス10年プロジェクト」というのをを出しております、その中で東京都は、1990年ではなくて2000年比、2020年にマイナス25%という方針を出しています。そういうものも踏まえていくということです。

新宿区といたしましては、新宿区の基本構想・総合計画、これを受けて新宿区の環境基本計画ができています。環境基本計画における基本目標の中の基本目標5、これが平成20年に新たに明確化して追加したわけなのですが、地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐと、これをより進めていく。その個別目標に、地球温暖化対策を推進し、温室効果ガスを削減するということがございまして、こういうものを具体的に推進していくに当たって、今回、新宿区地球温暖化対策指針をつくっていくということです。その具体化に当たっては、実行計画等の中で今度は具体的にしていこうという、そういう位置づけでつくっております。

第2次の実行計画は2012年から始まりますが、その中で具体的にしていけますが、実際には来年度からやれるものはどんどんやっていくということです。

次に、2ページの新宿区の特徴ですが、これもそれぞれ気候の特徴、建物利用や建築物、また人口・世帯、これも前回、本編のほうで説明していますが、そういう特徴、特にCO₂の排出量の円グラフが出ておりますが、この辺、この民生、特に業務部門ですね。民生部門が多いのですが、民生の業務部門、これがCO₂の排出量の中で60%ほど占めているということで、新宿区、これは国ですとかほかの地域だと、この構成というのは全然違ってきますが、新宿区の場合は事業所、オフィス、病院とかデパートとか、そういうところからの排出量が多いということで、そういうところの対策というのが非常に重要になってくるということです。

新宿区の目標ですが、これは何回か説明しておりますが、短期目標として2015年に1990年比と同水準のCO₂の排出量とします。中期目標として、2020年に1990年比でマイナス25%、これは国の目標と合わせているわけです。長期的な目標として、2050年に1990年比マイナス50%ということで、その下に棒グラフでビジュアル化しています。

次に、3ページです。

基本方針と施策体系ということで、基本方針としてはその3つですね。基本方針1「温暖化対策に対する意識を向上し、行動をおこしていきます」ということで意識啓発、これが非常に大きな部分です。基本方針2「エネルギー利用の高度化をはかります」。基本方針3「環境にやさしいまちづくりを推進し、低炭素都市新宿を目指します」ということで、その3つの基本方針に従ってそれぞれ施策を展開していくのですが、重点施策として左上のところ、大学や事業者と連携した地球温暖化対策の取り組み、右上のところ温暖化防止・低炭素なまちづくりの効果・実績の「見える化」の推進。左下で、地域冷暖房の高度化の支援、右下で温暖化防止・低炭素なまちづくりの検討と。その下に、簡単にある程度具体的な説明をしております。

次に、4ページからですが、専門部会等でも指摘されましたが、できるだけ具体的な取り組み、区民の方にはなるべく具体的なイメージを持ってもらうということで、区民の取り組み例と1人当たりの削減効果ということでそれぞれ、例えば左上の複数人世帯では、間隔をあけずに入浴するということをした場合には、年間87.0キログラムのCO₂の削減になって、年間では6,000円ほど節約になるよというような、具体的な取り組みの方法を記載して、なるべく区民の方にわかりやすいような形をとっています。

次の5ページが、事業者の取り組みということで、事業所と従業員の取り組み例と1件当たりの削減効果ということで、上の2段が事業所の取り組みです。下の2段が、それぞれの事業所の従業員の取り組みということで示してあります。

6ページが、区の取り組みということで、区の上の4つの枠は、いわゆる区が事業者とか区民の方に対していろんな支援を行っているので、その例で、例えば個人・住宅用の太陽光発電等々ですね、そのような補助をやっていたり、事業者に向けてもやはり太陽光発電をやっていたり、もしくはISO14001の取得補助をやっていたり等々、あと省エネの無料診断をやっていたり、そういういろんなことをやっています。

その下の区の取り組みということで、区がみずからが率先して取り組んでいるというもので、1つは市内でのISO14001の取り組み、平成21年度については牛込第三中に入れましたが、

太陽光発電、そのほかライトダウンですとかグリーン電力の購入、もしくは伊那市等々のカーボンオフセット事業の取り組み、こういうことを具体的に示しています。

最後の後ろのページが、区全域にわたって区有施設等で実際に取り組んでいる例を区の地図の上に落とし込んでみたということです。

そのような形でこの概要版をつくりました。

この概要版と、こちらの素案ですね。素案のほうを見ていただければいいのですが、なかなか素案のほうを見るのは大変なので、概要版でも見ていただいてご意見をもらいたいということですが、特に区民とかとの取り組みのところですね。36ページのところに、実際の2020年にCO₂を、1990年比でマイナス25%削減するというに当たっては、1,071千トンの削減が必要だということに対して、ではどういうふうにしていけば削減できるのかというのが、この表になっていて、区民の取り組み、事業者の取り組み、区の取り組みというふうに3つに分けて、それでさらに表としては国や東京都の取り組みと区の取り組みと分けて案分して書いてあります。

この取り組みが、次の38ページ以降の個別の表記と対応していくわけです。例えば、区民の取り組みの一番上の家庭での身近な取り組みと、省エネ講座の実践、これのところが38ページになっていて、22.7千トン、CO₂削減ということで、この合計と合って、それでこれを合計したものが25%削減につながっていくということです。先ほどの概要で、それぞれ示したものが、これで具体的に示されているということです。

こちらの素案に関しましては、何回か説明しておりますので、きょうのところは省略したいと思います。もし何かあれば、ご質問いただければと思います。

それと、パブリックコメントを実際に提出してもらうに当たって、この資料と一緒に別添しておりますが、A4の紙をつけておりますので、どこでパブリックコメントをやっているとか、パブリックコメントに対して意見をもらうときの意見用紙をつけてありますので、こういうもので区民の方に出してもらった意見を踏まえて、また素案を検討して、取り入れるべきものは取り入れて、最終的な対策指針をつくっていくという過程です。

パブリックコメントは、委員の皆さんもぜひ提案していただければと思います。

会長 きょうから意見募集というのをやられているんですね。どちらかというと、きょう審議会でご説明になられたのは報告に値すると思いますね。

環境対策課長 前回の審議会でも出してもらって、ある程度、最終的にはまた区のほうのことで一任してもらっております。また、これに関する意見があれば、パブリックコメント

等々で出していただけば、区もまた考慮いたします。

会長 では、ご質問、何かご意見あればお願いします。

小野委員 この概要版が区民のほうに手渡されることになるのでしょうか。いろんなリサイクルの拠点とかで、これをこれから目にするようになるのでしょうか。

環境対策課長 それに対してですが、当然素案を出します。ただ、これを一般の人がすぐ見るというのは大変なので、概要版も一緒に出しております。これは例えば出張所等に閲覧用で置いてあります。

小野委員 概要版もですか。

環境対策課長 概要版も一緒です。

また、ホームページのほうにも全部を掲載してありますので、これは今回、配布はしないのですが、閲覧用で見てもらって、どうしても欲しいという方はホームページからアウトプットしてもらおう形になります。貸し出しも、特別出張所と環境対策課では貸し出しをやっています。借りたことを記載させてもらって、それで貸し出しをやっています。

小野委員 もう既に貸し出しが開始されているのですか。

環境対策課長 ええ、昨日からやっております。基本的には、そこで閲覧なのですが、借りたいという人があればその対応もしています。

小野委員 わかりました。

ちょっと1つ、概要版を区民の目から見て気になるところが2つあるのですけれども、リサイクル活動センターがことしオープンしたと思うのですが、家具とかの再生販売を行っていると聞きまして、私も利用しようと思ってお電話したら、2カ月待ちですというようなことを言われて、ただそういうリサイクルも低炭素社会と密接に関係があるのではないかなと思ひまして、こちらの資料には何もリサイクルのことは書かれていないので、そこが書かれていないのはどうしてかと思ったのが1つです。

あともう一つ、区民の取り組み例を拝見すると、すごく具体的でわかりやすいんですけども、ちょっと庶民感覚で、週2回往復8キロの車の運転をやめ、公共交通や自転車を利用するというところで、やはり新宿は電車、バスがかなり発達しているので、車を利用する区民の方というのは、それほど多くはないのではないかなと思うのです。新宿で出るのであれば、公共交通機関を利用する。それを利用しないで自転車を利用するとか、そういうレベルになるのではないかなと思ひまして、ちょっとここがぴんときませんでした。

環境対策課長 1点目のリサイクルセンターですが、確かに間接的にはリサイクルというの

はCO₂の削減ということにもなるかと思うのですが、基本的には今回の計画、指針は、ある程度直接的にCO₂の削減がわかるものというような形でやっておりますので、リサイクルに関しては書いていないということです。

また、区内は確かに公共交通も発達しておりますので、その辺の表現は、今のご意見を踏まえまして、パブリックコメント後の表記のときに考えたいと思います。

福井委員 先ほどの実行計画から対策指針になったところ、よくわからなかったのですが、この概要の1ページで、対策指針というピンクのところと、この上下の実行計画が1次と2次とが分かれていますのですが、この実行計画と対策指針のかかわりというか、この位置づけがちょっとわかりづらいのですが。

環境対策課長 実行計画から対策指針にしたのは、中身を変えたわけではないのです。

1つは、新宿区のやり方なのですが、ほかの区だと、実行計画というような名前で、ほとんど同じような内容の中身は区で違うのですが、同じような形式で出ている場合は結構あるのですが、新宿区の場合は実行計画というと、簡単に言うと予算が担保された計画だという想定でつくっています。

第1次の実行計画は、もう既につくっております、平成20年度から23年度までの計画で、これはもう既にあって、この地球温暖化の対策などの計画もあるのですが、それは粛々と進めているわけです。

今回、対策指針が、今年度つくりますと、実際には来年度から運用されていくというようなこととなります。対策指針に関しましては来年の平成23年度から、また中期目標が2020年なので、平成32年までという計画でつくっております。

これを、新宿区の場合は指針となぜ言ったかということ、これはストレートにこの対策指針に載っているから、それはすぐ予算がついて、それを実行するというものではないということなのです。実際にこの指針に載っているさまざまな対策を、現実に具体的に区の事業として進めていくというときには、新宿区の実行計画の中に入れていくこととなります。実行計画は、今度、第2次の実行計画は2012年度から始まりますので、次回にその計画をつくる時に、その中に取り込んでいきます。だから、そのときには、当然財源のいろいろな状況がございますので、すぐできるものとか、少し先になってしまうものとかいろいろ、それは財政状況等も踏まえて現実化していくということです。

対策指針は来年度の23年度からで、第2次実行計画は24年度からになりますが、来年度予算の中で反映できるものがあれば、その部分は反映させていくというように区としては

考えております。

犬塚委員 このパブリックコメントがスタートしているところで、どれだけの意見が寄せられるかと大変気になるし、期待するところなのですけれども、それに関連した質問ということで、例えば環境学習情報センターで、このパブリックコメントの期間中に、区内の環境系の団体やまちづくり団体に呼びかけをして、パブリックコメントに積極的にかかわっていくような、そういったような働きかけが予定されているかどうかというのが1点ですね。

それから、2点目が、中身を見ますと事業者の方にもいろいろとかかる部分がありますけれども、そうすると区内の事業者の団体の人たち等々に、こういったものに対して説明をして、関心を持ってもらって、何か意見があれば出していただくというような、そういったような働きかけが予定されているのかといったところ。

この2点についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

環境対策課長 まず1点目、1つは区民の団体と、あとは事業者ということで、パブリックコメントに関しての周知ですね、こういうものの予定はどうかということなのですが、区といたしましては、環境学習情報センターで本当にいろんな区民の団体、またエコリーダー養成講座というものをやっていたりします。例えば、エコライフ推進員の研修会とかあるのですが、そういうところでは私が行って、そこで少なくともこの概要版等々は説明して、パブリックコメントに関してご意見をいただくということをしていきたいと思っております。また、その他の団体に関しても、環境学習情報センターのほうにお話しして、いろんな形で周知をしていきたいというふうに、これは予定しております。

また、事業者なのですが、事業者は非常に我々もいろんな意味で周知を強化していかなくてはいけないので、新宿区とつながっているのは、エコ事業者連絡会というのがあります。そこを通じて、これを周知して意見をもらえるようにできるだけ働きかけて、意見をいただきたいということで、区としては働きかけをしていきたいと思っています。

崎田委員 今、委員からご意見があった区民が話し合う時期があるかという話で、今のお話でエコギャラリー新宿の指定管理者をやっている団体の者として、1つ追加なのですけれども、毎月1回、一緒に事業を企画して実施している団体や、事業者さんの団体と企画会議、センパンププロジェクトというのがあります。それが月に1回なのですが、次の機会が11月17日ということですので、ちょうどパブリックコメントの最中ですので、そこで皆さんにご提示して呼びかけるというのが、流れとしては正式なのですが、時期が終わ

ってしまいますので、その前に皆さんに呼びかけていこうかなというふうに思っています。

崎田委員 今回の概要版と内容なのですが、実は前回の専門部会の際にかなり細かく意見を発言させていただいたので、少し黙っていたのですが、前回、パブリックコメントにかけたときに、区民の皆さんが、ああ自分も一緒に、ぜひ行動していきたいと思うような、わかりやすいような、概要版のつくりをわかりやすくしていただきたいとか、かなりいろいろ、私だけではなく委員の皆さんでいろいろ意見を申し上げて、すごくそういう意味ではかなり直していただいた感じがします。

それで、もちろんこれ以上ご意見があるのは、どんどん言っていただきたいのですが、一番、私が印象に残っているのは、この概要版の3ページに、ちょうど低炭素な暮らしとまちづくりの実現というこういう目標に向かって、区民、事業者、区という、こういう図が、もう少しシンプルな図が入っていたりしたのですけれども、かなりわかりやすく、やはり区の実行計画であっても、今指針に直ったというお話なのですけれども、とりあえず区の方針であっても、それを一緒に実施するのは区民や事業者、みんなですので、そういうことがわかりやすくなるようにというようなことで多くの方がご発言されて、そういう意味でこういうものが最初に出てくるということで、かなり性格は、一緒につくろうという、こういうまちをつくろうという感じになったのではないかなというふうに思います。

ただし、きっと暮らしとまちで、そういう低炭素だけではなく、低炭素につながるって、実は循環型社会やみどりをふやすということ全部がつながっているもので、いろいろもう少しみんなが取り組んでいるものも入れていただきたいとかなり申し上げて、そういうのが入っていたりするもので、もしかしたらそういうふうにみんなで意見を欲張って申し上げた結果、実行計画じゃなくて指針というふうになったのかなって、ちょっと感じたりもしているのですが、やはり私たちが一緒にやっていくときは、いろんな活動の切り口がありますので、そういうことをみんな考えていながら、だけれども低炭素社会ということを考えてときに、みんなの行動の結果がきちんと計算ができるというと変なのですが、定量化できるというか、そういうことも今社会で大事ですので、とりあえずそういうことがしやすいものが、かなり明確に出ているという感じがしています。

私も、これからこの書類、もう1回きちんと拝見して、パブリックコメントに出していこうと思います。

会長 ほかにございますか。

では、ございませんようでしたら、第2の議題についても終わりにさせていただきます。

環境対策課長 若干補充しておきます。

専門部会等々で指摘されて、まだ十分に反映していないのが1点あります。最終的に章立てにしようと思うのですが、その章の扉ごとに趣旨を簡単に説明してほしいというのが専門部会でありましたので、そういうものはパブリックコメント以降、形は整えていきたいし、また難しい用語がかなり入っておりますので、用語集をつけるというのは、また最終的にはそういう用語集もつけていきたいと考えております。

また、先ほどのリサイクルセンターなのですが、先ほど直接的にはCO₂の削減ではないのでということで、環境基本計画の先ほど言いましたように基本目標5を現実化しているところなので、環境基本計画自体にはリサイクルセンター等々はしっかり載せてありますので、指針には載っていないのですけれども、そういう扱いです。

会長 それから、審議会の皆さんもご意見を出すいいチャンスというか、資格がございますので、どうぞお出しになっていただければと思います。

環境対策課長 ぜひ出していただければと思います。

会長 いろんな方たちに働きかけて、先ほどいろいろお話しされたように浸透させる必要が第一だと思いますけれども、また幅広くということで、審議会の皆さんもよくご存じですので、何かご意見ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

その他

会長 では、最後にその他ということで、事務局からご説明いただきます。

環境対策課長 その他ですが、ISO14001のご報告を定期的に環境審議会にも行っているのですけれども、現状の進行状況なのです。ISO14001に関しては、新宿の庁内でやっている取り組みでございますが、10月20日から22日に、区のISO14001の審査登録機関、高圧ガス保全協会による外部審査を受診しました。一部、若干の指摘事項はありましたが、基本的には適正に運用されているという評価を受けたところです。12月には、ISOの認証の継続が外部機関のほうで認められるという予定です。

ISOに関しましては、また別途の機会で詳しい内容は報告したいと思いますが、現状そういう状況です。

会長 よろしいですか。

では、これで本日の議事、終了しましたので、閉会にしたいと思います。

どうもご熱心にありがとうございました。

午後 3 時36分閉会